

産業建設常任委員会会議録

1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

令和8年3月6日（金）午前8時58

2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	藤田 直仁 君	副委員長長	松下 太葵 君
委員	大坪 元気 君	委員	香山 二郎 君
委員	山口 仁美 君	委員	鈴木 てるみ 君
委員	仮屋 国治 君	委員	宮内 博 君

3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

4 委員外議員の出席は次のとおりである。

なし

5 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

商工観光部長	立野 博 君	商工振興課長	肥後 克典 君
商工振興課特任課長	山口 留美子 君	商工振興課主幹	川野 洋也 君
上下水道部長	秋窪 達郎 君	上下水道総務課長	川畑 信司 君
水道工務課長	養田 健 君	上下水道総務課主幹	蔵原 寛久 君
上下水道総務課主幹	桐原 隆志 君	水道工務課主幹	深水 孝志 君
水道工務課主幹	岩元 陽一 君	上下水道総務課政策G主任主事	佐々木 宏大 君
農業委員会事務局長	池田 康一郎 君	農業委員会事務局振興農地G長	横山 伸一 君
農業委員会事務局振興農地G主任主事	船盛 慎二郎 君		
建設部長	三島 由起博 君	建設政策課長	丸山 省吾 君
建設施設管理課長	安田 善郎 君	土木課長	笛田 純一 君
都市計画課長	深迫 康幸 君	建設政策課主幹	中村 光秀 君
建設施設管理課道路管理G長	若林 優 君	土木課道路整備第1G長	臼井 健二 君
都市計画課都市整備G長	中尾 伸也 君	都市計画課都市整備GSL	久米村 誠 君
建設政策課政策G主任技師	戸越 誠也 君		
農林水産部長	寶徳 太 君	林務水産課長	今吉 秀志 君
農政畜産課主幹	唐鎌 賢一郎 君	林務水産課主幹	川原 昭司 君
林務水産課林務水産G主事	東 孝太郎 君		
溝辺総合支所副総合支所長	馬場 光幸 君	溝辺総合支所市民生活課主幹	濱川 吉博 君
溝辺総合支所市民生活課産業振興G主査	水迫 時巳 君		

6 本委員会の書記は次のとおりである。

書 記 有村 真一 君

7 本委員会の付託案件は次のとおりである。

議案第2号 霧島市工場等立地促進に関する条例の一部改正について

議案第3号 霧島市給水条例の一部改正について

議案第7号 霧島市手数料条例の一部改正について

議案第19号 市道路線の認定について

議案第20号 議決事項の一部変更について

議案第21号 和解することについて

陳情第11号 「重点支援地方交付金」を活用した水道料金値上げ計画の中止と料金減免  
に関する陳情

8 本委員会の概要は次のとおりである。

「開 議 午前8時58」

○委員長（藤田直仁君）

ただいまから産業建設常任委員会を開会します。本日は、去る2月24日の本会議で本委員会に付託になりました議案6件、継続審査となっていました陳情1件の審査を行いたいと思います。ここで、委員の皆様にお諮りします。本日の会議はお手元に配付しました次第書に基づき、進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。ここで暫く休憩します。

「休 憩 午前 8時59分」

---

「再 開 午後 0時58分」

### △ 議案第21号 和解することについて

○委員長（藤田直仁君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に議案第21号和解することについて執行部の説明を求めます。

○農林水産部長（寶徳 太君）

議案第21号 和解することについては、市有林内において、相手方が誤って本市所有の立木を伐採したことに関し、市の算定による損害賠償請求額を相手方が支払うことに応じたため、和解することにつき、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものです。詳細については、溝辺総合支所市民生活課長が説明しますので、よろしくご審査くださるよ



法律的には適用を、いわゆる造林する報告書の提出義務というのはない時期の伐採だったと。こういうことですね。ただ、最初にありましたように、伐採をする30日から90日前には、計画書を提出をします。それに不備がないかどうかというのを確認をするというのはその当時から、令和2年ということですので、その当時からあったんですね。

○溝辺総合支所副総合支所長（馬場光幸君）

その当時から届けが出て、今ありましたように書類の確認をして、現地確認まで行っております。

○委員（宮内 博君）

当然、現地確認まで行っているということなんだけれど、いわゆる届けの義務がなかったということであるんですけど、それが予定どおり、伐採をされたかどうかという確認というのは、これは庁舎内で、そういうシステム、そのものがないんですかね。あれば、ちょっと違うのではないかなというようなことが、確認ができるのではないのかなというふうに思うんですけど、今回はたまたま現地の説明で、森林組合が隣の山の市有地のところを伐採をするという計画があって、そして現地に行ってみたらもう既に伐採をされてたということでしたかね、たしかそのような報告があったかと思えますけれど、もしそういうきっかけがなければ、現地確認そのものがなされない限り、確認をしようがないという、そんなことが発生するものですから、これは今回の場合だけではなくて、霧島市内にはかなりの市有林が存在をするわけですので、そのところが実際にそんな、今回のようなケースで、伐採をされているようなことはないのかな、どうなのかなというのを、これは当然、確認をする必要は生じてくるような案件ではないのかなというふうに思うものですから、そのところをお聴かせいただきたいと思って質疑をしております。

○林務水産課長（今吉秀志君）

当然、今、令和4年4月から制度が変わって、伐採を完了した後に出していただくようになっております。当然それも現地確認を行うようにしておりますが、その完了届を出してこない業者もおりますので、それは含めて、こちらから現地を確認するようにしているところでございます。そういう形で現地調査を市有林だけでなく民有林を含めた形で、伐採届が出ている現場かどうかとか、そういうのを確認をするような形で見ているところではございます。ですので、全ての山を、市有林を含めて、現地確認するというなかなか、手前のほうから奥のほうまで広い市有林もございますので、なかなか難しい面もありますが、そういう形で道路から見える範囲内にはなろうかと思えますけれど、現地確認を現場に行ったときに、そういうのを確認するようにしているところでございます。

○委員（宮内 博君）

以前は、宮崎のほうでかなり倒伐、そういうのが組織的に行われていたっていうのが社会問題になりましたけれど、今、鹿児島で伐採をする宮崎の業者というのが非常に多いというのを感じているんですけども、それはさておいて、今申し上げた、いわゆる、市内にある広大な霧島市が持っている山、やはりそれは1回確認をするような機会を持たなければいけないのではないのか

など。今回の案件を一つの契機として、そのような議論まで、今回の事案を受けて話が進んでるんですか。

○林務水産課長（今吉秀志君）

現在、市有林につきましては、令和7年度からそのようなことがありましたので、当然、市の職員も全ての山を把握できているわけではございません。当然、異動等もありますので、森林組合のほうに令和7年度から、そういうものを含めて委託しているところでございます。ですので、森林組合の方は、担当が変わるといことはありませんので、そういう形で、市有林のほうの管理をしていただいているところでございます。当然このような案件があったので、森林組合のほうにまた依頼をして、定期的に回ってもらうようお願いをしようというふうに考えているところでございます。

○委員（仮屋国治君）

賠償額の算定根拠も示されているわけですがけれども、通常、面積からいってみると、なかなか金額が高額だよなという感じを受けているわけですがけれども。まずはこのスギは何年ものスギがあったのかを教えてくださいませんか。

○溝辺総合支所副総合支所長（馬場光幸君）

今回、誤伐されたところの林齢は、27年から59年生という木が立っていたということでございます。

○委員（仮屋国治君）

年数からいくと売り頃の材木だったのかなと思うわけですがけれども、普通、通常私ども今、山林は、反当10万円ぐらいで売買がされるというふうな認識があるわけですがけれども、それでいくと相当金額が大きいというふうに感じるわけですが、多分、小売単価というか最終的な単価が1万円だったということなんだろうとは思いますが、賠償ということで、特段の配慮がなされたのかどうか、その辺を確認させてください。

○林務水産課長（今吉秀志君）

当然、相手方の顛末書が提出されております。それで、こちらとしましては、市場に出したということで、当時の市場の価格を聴取しております。その平均単価という形でしておりますので、伐採が9月末からでしたので、それは市有林が含まれてなくて、市有林を伐採したのが11月頃からであったろうということと言われております。それを12月頃まで市のほうを伐採したというような形で、顛末書のほうで記載がございましたので、その期間、大体11月20日から1月6日まで、このあたりの金額を算定をして、平均単価を出しているところでございます。当然、もともとが平均単価の平均単価ですので、当時の市場の価格、その価格で行っているところでございます。当然、賠償について何か特段の配慮をしたとか、そういうものはないところでございます。あくまで市場の平均単価を算定に用いたということになっております。

○委員（香山二郎君）

誤って伐採してしまったということなんですけれども、現場の作業される方がその場で分かるような、この地図を見ると、民有林と市有林が接していて、素人目には多分、森がずっと一連の森がつながってるだけのようには私には感じたんですけれど。何かここは市有林ですよという、識別みたいなものはなされてるのでしょうか。

○林務水産課長（今吉秀志君）

特段、市有林と民有林の間にくいを立てたりとか、そういうものはございません。今、IT関係で、航空写真で見られるような形で、今は、制度が変わった時点ぐらいから、伐採する業者さんも、そういうものを使って、境界を確認していただいている。それで今は制度的に境界を確認をした後に、それも添付書類として、添付していただくように伐採届のほうにですね、なっておりますので大分そういうところで規制がかかっているのかなというふうに思っている。

○委員（香山二郎君）

今回はそれはまだなかったということですか。

○林務水産課長（今吉秀志君）

今回はまだそのようなものがなくて、当時の書類もそういう境界確認をする書類も必要なかったというところがございます。当然、IT関係もまたそういう形で進んでいなかったという形で、今はそういうのをどんどんどん業者のほうも導入されているというところがございます。

○委員（鈴木てるみ君）

口述書の一番最後のほうにあります積算根拠ですね、賠償額。誤伐材積という言葉は私、初めて聞いたんですけど、ちょっと詳しく教えていただきたいんですが。

○林務水産課主幹（川原昭二君）

材積というのは、体積みたいなもので、立方体であれば立米で表すので、そういった木の材積というと、今そういう体積というふうに思っただけだと思います。材積というのは、そういった立体的なのを出すときのそういう、言えば面積にそういう何ですかね、加えた体積分というような意味合いです。

○委員（鈴木てるみ君）

ちょっと私、勘違いして、その土地の何かこう関わることかなと思ったんですけれど、木の体積というふうに理解すればよろしいんですか。

○林務水産課主幹（川原昭二君）

今、委員がおっしゃるとおりでございます。

○委員長（藤田直仁君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、議案第21号の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 1時17分」

---

「再開 午後 1時19分」

### △ 議案第2号 霧島市工場等立地促進に関する条例の一部改正について

○委員長（藤田直仁君）

休憩前に引き続き会議を開きます。議案第2号霧島市工場等立地促進に関する条例の一部改正について審査します。執行部の説明を求めます。

○商工振興課長（立野 博君）

議案第2号霧島市工場等立地促進に関する条例の一部改正についての概要について、ご説明いたします。本市はこれまで交通のアクセスの良さや地の利を活かし、積極的な企業誘致活動を行っています。そうした中、本市を取り巻く社会経済情勢を踏まえ、企業にとってより進出しやすい環境を整えることで、本市の更なる産業の振興及び雇用の増大を図るため、用地取得に係る要件の緩和、新たな補助金を設けること等から、本条例の所要の改正をしようとするものです。詳細につきましては、商工振興課特任課長が説明いたしますので、よろしくご審査いただきますようお願いいたします。

○商工振興課特任課長兼企業振興室室長（山口留美子君）

議案第2号霧島市工場等立地促進に関する条例の一部改正についての概要について、ご説明いたします。企業誘致における本市を取り巻く現状として、市内における整備済の工業団地等はほぼ完売の状況にあり、企業進出にあたり、用地の造成に一定期間を要する可能性があります。一方、近年の企業形態において、経営の効率化や事業リスク分散等を目的とした持株会社と各事業会社によるホールディングス化が増加し、これらの企業グループをはじめとする事業展開の多様化が進んでいます。また、AI技術をはじめとするIT関連産業の成長や、業務のオンライン化の進展による、地方への事業機能分散の動きが広がっており、本市においてもこれらの関連業種による雇用創出や、既存立地企業との連携による産業高度化等への寄与が期待されるところです。これらを踏まえ、本条例で規定する用地取得から操業開始届までの期間を3年から5年に延長し、用地取得者に関する要件を親会社の議決権保有率について100%から過半数に緩和及び対象者を拡充するとともに、新たに情報サービス業等を対象とした施設賃借料及び通信回線使用料に関する補助金を設けることにより、企業にとってより進出しやすい環境を整え、本市のさらなる産業の振興及び雇用の増大を図り、併せて本条例の対象業種とその定義を整理するため所要の改正をしようとするものです。また、関係条例間の対象業種の整合性を図る必要があり、霧島市立地企業等設備投資促進条例における対象業種を整理するため、附則において所要の改正を行うものです。以上で説明を終わります。

○委員長（藤田直仁君）

ただいま説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（宮内 博君）

今回、一部改正ということで提案をされているんですけども、改正前と比較をして、幾つか変更点があるんですけど、お尋ねをしたいのは、まず第1点、工場等というところの部分で、日本標準産業分類令和5年総務省告知第256号という規定がありまして、そこに規定する製造業、道路貨物運送業、倉庫業、梱包業など記載がされているわけですけど、それに該当するものが、市内でどういう形で今、計画を持っているものなどがあれば、お示しを頂ければと。第2項のところになかった研究開発施設というの、今回、新設をされているんですよね。同時に、農林産物を工業的に生産する施設というのを新たに設けられておりますので、この辺を設けた背景と、そして本市の状況等について、分かっている部分を御報告ください。

○商工振興課特任課長兼企業振興室室長（山口留美子君）

現在の企業の進出計画だったかと思うんですけども、につきましては、企業のほうから御相談等は頂いているところがございますが、進行中の件でございます、個別具体の件ということでちょっと答弁は差し控えたいと思います。それから研究開発施設、農林産物を工業的に生産する施設につきましては、これまでの条例でも規定はしておりましたけれども、定義のほうをしていなかった関係で、今回定義をしたところがございます。研究開発施設につきましては、先ほど申しましたとおり、企業が設置する研究機関の専門施設というのを想定しております。もう既に、臨空団地にアルプスエンジニアリングの霧島加工技術開発センターというところが進出されたり、京セラのほうも進出をされたということは承知をしているところです。それから、農林産物を工業的に生産する施設、これにつきましても、今回定義を致しました。これにつきましては、国のほうが作成した資料だったり、あと他の県内の自治体でも定義をしておりますので、それらを参考に今回定義をしたところがございます。農林産物を工業的に生産する施設につきまして、本市での立地の実績はございませんけれども、鹿児島県というのは農業県であること、それから県内でも立地の実績があること、またさらに安定供給の面だったり、気候変動リスクに対応し、脱炭素に資する持続的な生産展開であることなどを踏まえ、本市としても、今回対象を継続とし、定義をしたところがございます。

○委員（仮屋国治君）

一つだけ関連で。流通業等というのはどこに包括されたんですか。

○商工観光部長（立野 博君）

旧条例というか、旧条例第2条第2号のところの流通業等でございます。先ほどちょっと課長が説明したものと重なりますけれども、第1号のところでは工場等ということで定義をしてありました。第2号で流通業等というのを定義がしてありました。流通業というのは道路運送業、倉庫業、梱包業及び卸売業ということで、この部分を新条例では、道路運送業、倉庫業、梱包業と、この業種をもう具体的に入れさせてもらいました。というのは、1号でも関連がするんですけども、1号

では、ここの定義が、新事業創出促進法施行令の一部を改正する政令、うんたらうんたらの廃止する前のというような、そういう定義づけがありまして、これ具体的に言いますと、旧の頭脳立地法、そこに定義してある事業者というようなニュアンスだったんですけれども、もう頭脳立地法というのももう既になくなっていく法律でございましたので、そこら辺を改めるために、先ほどの宮内委員の質問にもありますけれども、それも、日本標準産業分類に掲載してある事業、業種を具体的に掲げていこうというような形に変更したところでございます。それで、旧頭脳立地法に入っていた業種を新たなほうに入れ、事業種を具体的に掲載すると同時に、この頭脳立地法に書いてあったところの業種でも、かなり広い業種がございまして、霧島市でこれまでも実績もないような業種もございましたので、その辺りは、現在の状況に合わせてちょっと省いたりして整理をしながら、今後見込めるであろう業種というので、新たな条例の第2条第1号に、業種を書いたということでございます。その中で、研究開発施設、先ほどあった、農林水産物を工業的に生産する施設という定義づけがちょっと、はっきりと分からない部分もありましたので、その二つに関しては、2号、3号できちっと定義を書いたという形です。

○委員（宮内 博君）

あと第4条の補助金の種類及びの及び額ですね。ここの関係についてでありますけれど、いわゆる改定前との比較で見ますと、いわゆる別表第4条関係ということに新しいほうでは示しているんですけれど、これが金額とか限度額とか、そういうものは変わりはないのかなというふうに認識ができるんですけれど、ただ、この新設というふうに書いてありますよね。そここのところの違いがよく読み取れないというふうに思いましたので、もう少し加えて説明をしてもらえませんか。これが新設というふうに表示をしている理由等も含めて。

○委員長（藤田直仁君）

宮内委員が言われたのはこの別表の表のことですね。ここの中に、補助対象要件というところで、新設等と書いてるこのことを言われてると思うんですが。

○商工観光部長（立野 博君）

一部改正条例ですけれども、この補助要件のところをちょっと別表という形であらわしたので、なかなかちょっと分かりづらい部分もあったかと思っておりますけれども、具体的には、表のほうで新たに加わったのは、下の二つといたしますか、表の中の下の二つの賃借料補助金の部分と、通信回線使用料補助金というのが全く新しく今度加わった部分でございます。それ以前の部分というのは、第4条を表の形にあらわしたものでございます。今言われた補助対象要件というのの新設等というのは、工場の取得に関しても工場等の取得に関しても、新たに取得したものであるということで、新設等という表現で書かせてもらったところでございます。

○委員長（藤田直仁君）

休憩します。

「休憩 午後 1時33分」

---

「再開 午後 1時34分」

○委員長（藤田直仁君）

休憩前に引き続き会議を始めます。

○商工観光部長（立野 博君）

補助対象要件の新設等というのは、新規にという意味でございます。

○委員（山口仁美君）

細かい確認になるんですけど、この新設等の等というのは、何か新設以外に見込んでいる何かがあるんですか。新規開設の場合のみではなくて、何かあるのであれば教えてください。

○商工振興課特任課長兼企業振興室室長（山口留美子君）

条例第2条の第6号、第7号の工場等の増設だったり移転というのも想定しているところであります。

○委員（山口仁美君）

今回の説明の中で、用地の取得から操業開始届までの期間を3年から5年に延長しというところがございますけれども、これは造成しないといけないような土地もある可能性があるからという意味合いなのかどうか、ちょっと詳細を教えてください。

○商工振興課特任課長兼企業振興室室長（山口留美子君）

先ほど口述でも申しあげましたけれども、もう工業団地がほぼ完売の状況で、企業側のほうが一から造成されることが想定される中、土地取得から操業開始まで、そこが3年ではなかなか厳しい状況にあるというお声も聴いているのと、近隣自治体も5年というような定めをしているところがございまして、今回、改正をするものであります。

○委員（山口仁美君）

造成中の用地に限ってとせず、造成中でない土地の取得であってももう、この延長の期限でよろしいということでしょうか。

○商工振興課特任課長兼企業振興室室長（山口留美子君）

今、委員がおっしゃったとおりです。

○委員（香山二郎君）

はい、先ほど山口委員と同じ項目なんですけれども、用地取得から操業開始までの期間を3年から5年に延長するという事で、用地取得者にとってはメリットがある内容になると思うんですけども、霧島市にとっては、土地を買われたけれどもその操業がなかなかされないというようなことが起こる可能性があるのかなと思うんですけども、それに関しては何か、それを防ぐような対策というか、手だてというか、そういうのは何かお考えでしょうか。

○商工振興課特任課長兼企業振興室室長（山口留美子君）

立地企業に対しては、市のほうとしても担当として定期的にフォローアップをしているところで

ございまして、なかなか工場が建たないとかそういうことに対しても、市としても、今までは大体計画どおりいってるかと思えますけれども、今後伸びることに対して、そういうお困りの点とかがございましたら、フォローアップの中で、一緒になって対応していきたいと考えております。

○委員（山口仁美君）

情報サービスの部分が今回追加をされていると思うんですけれども、これは賃貸借でもいいというようなことだと思うんですけれども、賃貸借の場合は結構早めに撤退したりということも考えるかなと思いますが、この場合の返還規定とかそういったものは整備をされているのかどうか、お伺いします。

○商工振興課特任課長兼企業振興室室長（山口留美子君）

補助金の返還規定につきましては、工場等立地促進に関する条例の第6条で補助金の返還規定で、同じ規則の第10条でも定めております。規則のほうでは、補助金の交付後3年以内に事業の廃止または休止があった場合、あったときというところに該当するものと考えられますが、条例において、規定違反があった場合、既に交付した補助金の全部または一部の返還を命ずることができると規定しておりますので、今委員がおっしゃったような事案が生じた場合には、全部または一部の返還を求めていくことになるかと考えております。このような事案がないように、進出前に事前協議などする場合に、制度の説明だったり、それから事業計画の精査に努めていきたいと考えております。

○委員（山口仁美君）

この情報サービスの部分なんですけれども、既存の立地企業との連携による産業高度化を期待してのこの対象にしましたというような口述があったかと思うんですけれども、例えば規模だったりとか、それから賃貸借でもいいというようなことなので、この区域だったり用地の部分だったり、面積とかですね、そういう要件というのは全くなくて、どんな物件でもオーケーなのかというところの整備を何かしている部分があれば教えてください。

○商工振興課特任課長兼企業振興室室長（山口留美子君）

今回のこの経費の補助割合の50%だったり、3年の適用期間については、ほかの自治体の制度設計を勘案して、同程度に設定するとともに、近隣自治体なども参考にしたところであります。本市のオフィス向けの賃貸物件の平均家賃というのが、大体月額12万円程度であり、情報サービスの通信回線につきましては、いろいろプランがあるので変動するんですけれども、十数名までの中規模の場合は、月額数万から10万程度のものでございまして、こういうのを参考に制度設計をしたところでございます。

○委員（山口仁美君）

今の御説明であると、情報通信サービス関係だったらそんなに規模の大きいものでなくても、誘致の対象になりうるというような理解でよろしいでしょうか。

○商工振興課特任課長兼企業振興室室長（山口留美子君）

一応、雇用促進補助金というのを設けておりまして、5人以上というのが対象になってまいりま

すので、そこをクリアしていただければ対象になるかと考えております。

○委員（鈴木てるみ君）

先ほどの説明では、もう工業団地がほぼ完売の状態であるというお話だったんですけども、新たに誘致する企業に対しては3年ではなく、土地の確保から入れて5年に延長するというような説明だったのかなと思うんですが、今後、企業誘致に向けた新たなそういう産業用地の確保というのはどういうふうにご検討されているかお尋ねします。

○商工観光部長（立野 博君）

これまでの一般質問の中でも、多くの議員の方から、産業用地の確保というのは、御質問を頂いているところでございます。なかなか、大規模な産業用地をつくるというのは、今のところ難しい状況で、民地、それと、公共的な土地、市が持っている土地等を、企業のニーズに応じて提供していく。または探していくというような答弁をずっとしているところでございます。先般は鹿児島県が、霧島市へ候補地にというような報道もなされたところですので、我々はまだその詳しい情報というのは聴いていないところなんですけれども、今後またそういう情報等も来ようと思います。県が今どのような考えでやってるかというのはまだ分からないところなんですけれども、そこら辺も踏まえながら、市で大規模な工業団地、工業用地確保というのはなかなか難しい状況なんですけれども、そういう声もかかってきましたので、今後検討、また連絡をとりながらやっていくことになるかと思っております。従来市の土地を探していく方法というのは、これまでも議会でも答えているような、企業ニーズに合った土地を探していくスタンスは変わらないところでございます。

○委員（仮屋国治君）

冒頭聴き漏らしたかもしれないんですが、情報サービス施設に2種類の新たな補助金を新設されたわけなんですけれども、この情報サービス施設、情報サービス業及びインターネット付随サービス業というのは、具体的にどのような業種をというふうに理解すればよろしいですか。

○商工振興課特任課長兼企業振興室室長（山口留美子君）

情報サービス業は日本標準産業分類のほうで10分類に規定されておりまして、ソフトウェア業や情報処理サービス業、情報提供サービス等です。具体的にソフトウェア業は、アプリケーションやシステム等の開発、それから、情報処理サービス業は、顧客企業の業務に合ったシステムの企画から構築、保守、管理などをする。それから、情報提供サービス業ですが、各種データ収集、加工、蓄積し、情報として提供するというふうになっております。あと、インターネット付随サービス業でございますが、ウェブコンテンツ配信、ショッピングサイト運営及びオークションサイト運営、また課金決済代行などが該当いたします。

○委員（仮屋国治君）

現在、今、霧島市にこれに関連する企業さんは、何社ぐらいあるという、ちょっとずれますけども、つかんでらっしゃいますか。

○商工振興課特任課長兼企業振興室室長（山口留美子君）

現在、令和5年にソフトウェア業の株式会社ディブエックスが隼人町小浜の小浜ヴィレッジに貸しオフィスとして進出され、鹿児島県と霧島市と立地協定をしております。合併前ですが、旧国分市において、ソフト流通センターという企業が貸しオフィスに進出されております。ディブエックスにおかれましては、現在、人材が6人のエンジニアのみのアプリケーション開発に成功するなど、IT分野の高度な開発が本市においても着実に進展していると認識しております。また、ホームページ等でも、情報関連施設が進出している企業があるということは確認はしているところです。

○委員（山口仁美君）

あと1点確認をしたいんですけども、親会社、子会社の分類のところが少し緩和されたということなんですけれども、親会社、子会社の関係者の過半数の議決、過半数の票であれば親子関係が成立するという読み方をしているのかどうかということをご教えてください。

○商工振興課特任課長兼企業振興室室長（山口留美子君）

今、委員がおっしゃったとおり、議決権を過半数有していることで、その子会社の財務とか事業方針の決定権を有するというので、企業グループの意思決定のもと進出される場合の要件として、十分であるというふうに認識しております。全体的には親会社と子会社と、それからグループ会社が今回その対象になってくるということで改正をしたところです。

○委員（山口仁美君）

もう1点ちょっと整理をしたいところが、この用地取得を、例えば創業されるのは子会社で、親会社が取得される場合とか補助金はどちらに行くとかそういう流れがどんなふうになっているのか教えてもらっていいでしょうか。

○商工振興課特任課長兼企業振興室室長（山口留美子君）

具体的には用地取得をされたところに交付を致します。例えば、事業者の子会社が用地を取得をされて、事業者が事業をされる場合には、交付は子会社のほうに補助金のほうは交付いたします。ちなみに、立地協定は市と県と事業者と子会社の4者で立地協定をすることになります。

○委員（宮内 博君）

第5条の関係で、この補助金の限度額の関係で、いわゆる、雇用する職員、労働者の数によって、補助金が違うというのを規則の中で定められているんですけども、それは今回のこの条例改定にあたって、いじらないという理解でよろしいんですか。

○商工振興課特任課長兼企業振興室室長（山口留美子君）

今、宮内委員から御質問がありました雇用促進補助金の金額につきましては、変更はございません。人数も変更ございません。

○委員長（藤田直仁君）

委員長交代します。今回の改正によって、目的として、本市のさらなる産業の振興と雇用の拡大を図るためということであつたわけですが、先ほど来、近隣の調査も行ったということをお聞きしたいんですが、どのあたりまでの調査を手を上げられたのかということをお聞きしたい

んですが。参考にした自治体のエリアですね。

○商工振興課特任課長兼企業振興室室長(山口留美子君)

今、藤田委員長の質問の前に、先ほど宮内委員の質問で私、雇用促進補助金を規則でと答弁いたしましたが条例で定めておりました。別表に定めておりますので修正をお願いいたします。それから、藤田委員長のほうから御質問頂きました近隣自治体というのは、県内の鹿児島市、鹿屋市、薩摩川内市、始良市などを参考にしております。

○委員長(藤田直仁君)

今回はもうほとんど準備していた工業団地が全部完売に近いということで、新たに造成からということで、5年間に年数も延びているようなんですが、逆に、今までこう改正した後、どのような形で広報というか、積極的なそういう手段に、方法をとって持っていこうかというふうに考えていらっしゃるか、考えがあればお知らせください。

○商工振興課特任課長兼企業振興室室長(山口留美子君)

現在もホームページ、あるいはパンフレット等で広報をしているところですけども、条例改正後、速やかに条例のホームページのほうも改正いたしますとともに今パンフレットのほうも作成中ございまして、そのパンフレットなども通じて、広報に努めたいというふうに考えております。

○委員長(藤田直仁君)

委員長が変わります。ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで、議案第2号の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 1時52分」

「再開 午後 1時56分」

### △ 議案第3号 霧島市給水条例の一部改正について

次に議案第3号霧島市給水条例の一部改正について審査いたします。執行部の説明を求めます。

○上下水道部長(秋窪達郎君)

議案第3号霧島市給水条例の一部改正についてについて、ご説明申し上げます。令和8年第1回霧島市議会定例会 議案の9ページ、10ページをご覧ください。本市の水道事業においては、水道法の目的である水道の布設及び管理を適正かつ合理的に行い、水道の基盤を強化することで、清浄で豊富かつ低廉な水の供給を図り、公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与することを達成するため、平成21年3月に霧島市水道ビジョンを、平成29年3月に霧島市新水道ビジョンを策定いたしました。さらに、喫緊の課題である水道施設の耐震化及び老朽化への対応や、新たな収入確保・支

出削減対策、水道料金の見直しによる経営基盤の強化に向けて、令和7年5月に同ビジョンを改定し、令和8年度に平均改定率24.6%の水道料金の見直しが必要となる見込みを公表したところです。その後、令和7年8月から12月までに計5回、水道使用者や民間企業経営者、知識経験者などを構成員として、水道事業及び簡易水道事業並びに工業用水道事業運営委員会を開催いたしました。本運営委員会からは、水道は市民生活及び経済活動に必要なライフラインであり、水道事業の持続性確保や災害対応力の強化のため、水道施設整備を着実に進める必要があることから、水道料金の見直しは避けられず、引き上げ幅は平均改定率23.21%とし、一般世帯等の小口利用者の平均改定率を抑制することが妥当であるとのことをご意見を賜りました。つきましては、令和8年11月検針分からの水道料金を平均23.21%引き上げ、水道施設の老朽化対策や耐震化へ対応するとともに、独立採算のもと健全かつ持続可能な事業経営を維持していくため、本条例の所要の改正をしようとするものです。また、特別給水による料金を従量料金の引き上げ幅に合わせて引き上げるとともに、各種証明書発行手数料を霧島市手数料条例で定める各種手数料の状況や近年の物価等の高騰に鑑み引き上げるため、本条例の所要の改正をしようとするものです。詳細については、上下水道総務課長が説明いたしますので、よろしくご審査いただきますようお願いいたします。

○上下水道総務課長（川畑信司君）

議案第3号霧島市給水条例の一部改正についてについて、ご説明申し上げます。令和8年第1回霧島市議会定例会新旧対照表の8ページ、9ページをご覧ください。左側が改正後、右側が改正前です。第26条の2特別給水による料金については使用水量1<sup>m</sup>当たり110円を140円に、第34条第5号 各種証明発行手数料については1枚につき200円を300円に引き上げるものです。別表の基本料金は、一般的な家庭に多い口径13mmの490円を620円に、口径20mmの890円を1,150円に、その他各口径をそれぞれ引き上げるものです。別表の従量料金は、使用水量1立方メートルから10<sup>m</sup>までの1<sup>m</sup>当たり85円を100円に、使用水量11<sup>m</sup>から30<sup>m</sup>までの1立方メートル当たり105円を125円に、使用水量30<sup>m</sup>を超える部分は1<sup>m</sup>当たり110円を140円に引き上げるものです。別表の目安としまして、提出資料の3ページのとおり、1～2人世帯でひと月308円、20.9%、3～4人世帯でひと月671円、21.9%、工場などでひと月36,641円、27.4%の引上げとなり、一般世帯等の小口利用者の平均改定率を抑制するものとしています。なお、本市としましても、業務の効率化や収入確保、支出削減の取組を従来の枠組みにとらわれない柔軟な発想でより一層推進し、経営改善に努めてまいります。また、霧島市新水道ビジョンは、中長期的な経営の基本計画である経営戦略として位置付けていることから、国の技術的な助言に基づき、今後も3年から5年の間隔で見直しの検討を行ってまいります。以上で、説明を終わります。よろしくご審査いただきますようお願いいたします。

○委員長（藤田直仁君）

ただいま説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○委員（山口仁美君）

先日、水道ビジョンの内容の説明等も受けましたので、大体趣旨は理解はしているんですけども、この改定をまた今後3年から5年の間隔で見直しの検討を行ってまいりますというふうに御説明ございましたけれども、今後この改定後にもし値上げをまたしなければならぬことが訪れるとすればどんな要因が考えられるのか、どういったことに備えていくべきなのかというところを教えてください。

○上下水道総務課長（川畑信司君）

先日、研修会でも説明いたしましたように、今のところ水道ビジョンでは令和8年と令和12年に改定するというところでビジョンに計画をしております。それで、この今、お配りしました資料の7ページ、附帯意見の中で、持続的に水道水を安定供給するため、今後も3年から5年ごとに霧島市新水道ビジョン経営戦略が見直され、必要な場合には水道料金に反映させることというのが入っております。ですので、3年から5年スパンで経営戦略を見直して、そのタイミングで、料金改定が必要と検討された場合については、また委員会等を開いて検討していきたいというふうに考えております。

○委員（山口仁美君）

なぜこれを聴いたかといいますと、今回結構大幅な値上げになってまいります。ただ、市内全体の水道を見てまいりますと、簡易水道の件とかがまだ積み残している、またこの試算に含まれていない部分があるので、この点についても、やはり市民の方々に我々が説明するときには必ずお話をしておくべきだと思いますので、そういった面から何か考慮しておくべき事項があれば教えてください。

○上下水道総務課主幹（蔵原寛久君）

山口委員のおっしゃるとおり、まだ溝辺、隼人地区などの水道施設の改修等も今後必要になってまいります。今の時点では水道の補助金を受入れてないところなんですけれども、受け入れるように努力しているところでありまして、そういったものを勘案しながら、令和12年度の経営戦略の改訂でお示しできればなと思っております。開始時期についてはまだ検討はできてないところです。

○委員（宮内 博君）

今回ですね、料金改定を行うということで、これまでも何回か議論をしております。それで、事前の住民に対する説明というのはパブリックコメントなどはありましたけれども、全体を相手にしてという意味で捉えることができる一つの手法なのかなというふうに思いますけれども、この計画そのものに対しては今後、議会で一定の結論を出してから行っていくということで、説明を受けているんですけども、まずその基本的な件でお尋ねをしておきたいと思うんですけど、一応、資料として8ページのところに示してあります、専用給水装置、共用給水装置の口径別の料金ですね、これを示してありますけれども、今回いわゆる基本料金は平均引上げ率よりも高いわけですね、引上げ率がですね。要は従量料金でその分を抑制をして、平均引上げ率を下げているというように理解なんですけれども、まず一つお尋ねしたいのそれぞれの口径別の利用世帯というのはどれぐ

らいまずあるのかというのをお聴かせしていただいでよろしいですか。

○上下水道総務課長（川畑信司君）

これ令和6年度の実績になります。13mmをお使いの世帯が4万77件、20mmが2万713件、25mmが1,548件、30mmが691件、次が40mmが560件、次が50mmが180件、75ミリが54件、100mm以上が9件となっております。

○委員（宮内 博君）

圧倒的に13mm、20mmの世帯が多いということは、これで見とることができるんですけども、これまでも何回か申し上げてるんですけども、霧島市のいわゆる給水単価ですね、それと、供給原価は、鹿児島県内でも19市の中でもトップクラスということで、利益を上げているという事業者の一つになっているわけなんですけれども、令和の5年度の決算で見ますと、供給単価と給水原価の差額は36.94円と、これは先ほど申し上げました、令和4年度で県内で19市中、西之表市に次いで第2だったわけですけど、令和5年度はそれよりも1.5倍ほど純利益を上げていると、給水利益を上げているということになって36.94円の差額になっている。令和6年度は、25.35円ということで報告があるんですけど、これで見ますと、県内19市の中でトップクラスの利益を上げている事業者ということにはなるのではないかと思いますけども、その辺、比較された部分があれば報告を頂ければ。

○上下水道総務課政策グループ（佐々木宏大君）

議員御指摘のとおり分析としてはそのような数字であると私どもも認識をしております。令和6年度で申し上げますと供給単価が133.37円、これが県内で4番目の数字。給水原価が108.4円、県内で3番目の数字。これらの引き算ではなくて比率をとりました数字を料金回収率と我々呼んでおります。123.4%は県内で1番目の数字でございます。一方でこのままの料金体系を維持していきますと、令和10年度には内部留保資金が底をつきまして令和12年度に赤字になると、そういった状況も同時にはらんでいる状況でございます、このタイミングで改正のお願いを申し上げます。

○委員（宮内 博君）

説明の中でいわゆる現金預金、これを内部留保資金ということで説明を頂いておりますよね。それで水道会計の決算で見ると、現金預金という形で出てくるわけです。もう一つは会計処理の在り方の一つとして減価償却費、これが、実際お金は動かないんだけど、計算上はこれが乗っかってくるというようなことで、この現金預金を生み出す一つの要因になっているというふうに報告を受けたかと思えますけれども、その理解でよろしいですか。

○上下水道総務課政策グループ（佐々木宏大君）

減価償却費が内部留保資金となり、現金預金としての源泉になっている。そのこと自体は、そのような理解で結構でございます。

○委員（宮内 博君）

もう一つ霧島市の利益率が非常に高いということと同時に、単年度の純利益ですね。これも5億円以上毎年計上しているというような形になるんですけれども、今回示された計画を見てみますと、今回私ども産業建設委員会にこれまで示してきた資料では24.6%の引上げを行った場合の数字が示されておりまして、今回23.2%というのは、まだ頂いていないところなんですけれども、実際純利益、そういうものを見てみますと、例えば令和6年度の決算見込額では、3億2,600万円ほどの純利益を見込んでいるけれども、令和8年度引上げを行うことによって、令和9年度では7億4,000万円ほどの純利益を計上していくと。そして、5年後にはそれが8億6,000万円ぐらいの純利益ということで報告をされるような形になっているんですけれども、資金が枯渇をするということでこれまで、報告を受けているものですからですね、そのところの根拠というのは非常に分かりにくいという一つあるんですけれども、いわゆる、5億円を超える利益を毎年上げて、現金預金も38億円、39億円あるというですね、それをしっかり運用した形でもそれが赤字に転落をするというような形で報告をしているという理解でよろしいんですか。

○上下水道総務課長（川畑信司君）

先日の議員研修会のときにも企業会計の説明をさせていただいたところですが、お配りしております。資料の1ページ目見ていただければ一目瞭然だと思います。今議員がおっしゃるように、ちょうどその表の中段ぐらいに純利益がございます。そこは、現在まで6年度決算までは、議員がおっしゃるように5億円から4億円とか7億円とかずっと利益が出てます。ですけど、6年度の決算を見ていただくと、純利益が5億6,000万ありましたが、その四つ下で、建設事業をするための事業をするために、資金不足額12億9,000万という不足額が6年度決算で出ております。研修会でも申し上げましたように、企業会計は複式簿記で事業を行っておりまして、この純利益、6年度の5億6,000万円をここの建設改良事業などをした不足する額12億9,000万円などに充てていくと。ですので、この表を見ていただければ、純利益だけではなくて、この4条予算、資本的支出に係る部分の補填をこの利益でしていくというような形になりますので、純利益だけは確保されてますけれども逆に、建設改良をするときの費用は、その部分の補填に充てているような表を分かりやすく作ったつもりでおりますけれども、見ていただければと思っております。

○委員（宮内 博君）

これまでの霧島市の水道事業というのは、借金をできるだけ抑えるという形でやってきたのが一つのスタンスだったのかなというふうに思うんですけれども、それは将来世代に当然、料金の値上げということは当然負担がかかる話。同時に基幹管路の改修であったり、配水池の廃止であったりですね。そういう水道施設についても、将来の世代にとっても非常に影響のあるものというふうに理解をするんですけれども、であればこれまでの方針の一つの転換期として捉えて、今回の事業を開始するにあたって、企業債、これをどう使っていくのかということだろうと思うんですけれども、令和6年度の決算報告では16億6,910万4,000円ということで報告があるんですけれども、最も企業債の活用という形で、令和7年度41億円ぐらいですか、あと令和8年度45億円などというふうに

なって、令和 11 年度で 64 億円という企業債残高が報告をされているわけですが、実際にこの 100 億円を超える事業をやるということから考えると、これを最大限利用してやる取組がなされているのかなという点で、少し説明を頂きたいと思います。

○上下水道総務課長（川畑信司君）

企業債につきましても先ほどから話をしています 1 ページ目の資料で分かりやすく表記をしたつもりでおります。一番下に企業債の残高が出ております。それで企業債については、純利益の下に資本的収入というのがあるかと思いますが、グレーの部分。ここで企業債を借りる年度も年度ごとに企業債を借りるようにしております。その合計が、令和 6 年から令和 11 年度までが約 63 億円ほど借りるといふ計画でおります。この 63 億円を借りた場合、水道料金収入と借入金残高の比率が全国平均が 266%になるんですけども、63 億円借りた場合の本市のこの比率につきましても、275%と全国平均が 266%であり、この 63 億円を借りた場合につきましても、275%と全国平均より多くなってくるような状況でございます。

○上下水道総務課主幹（蔵原寛久君）

今後の 7 年度以降の天明寺排水関連事業の総額は約 102 億円と算定しているところですが、今 63 億円程度借りる予定にしております。この残りの 40 億円をもし借りた場合は企業債利息のプラスだけで 14 億 8,900 名への増になってきます。これはもう若い方の今後の世代への負担の先送りとなってしまいます。

○委員（宮内 博君）

ですからお尋ねしたいのは、とにかく、現在の世代のみの負担ということだけではなくて、将来の世代についても平等に負担をしていくという、そういう考え方のもとに計画をしているんですかということをお聞きしたい。

○上下水道総務課主幹（蔵原寛久君）

そういう視点もあながらの企業債を借りるところでございます。

○委員（山口仁美君）

ちょっと考え方をお聞きしたい部分があるんですけども、今回低所得の方々の改定率というのは少し低めに抑えておられるということではあるんですけども、逆に工場とかそういったところは改定後の率がちょっと高めになっているんですよね。一方で本市の場合は企業誘致等もやっているんで、この辺の工場等への配慮というのは商工のほうの部局との話はどんなふうにされたのかということをお聞きください。

○上下水道総務課主幹（蔵原寛久君）

我々の最初の素案の時点では商工業、今までの逡増度というんですけども、逡増を上げずに、本来水は市個人が使っても企業が多用しても同じ単価であるべきだという考え方ですので、そういう考え方のもと、今までを引き継いで、料金設定を運営委員会のほうに提示したところなんですけれども、運営委員会の委員の方から逡増度増して低所得世帯のほうに手厚くしてあげたらどうで

すかということで意見を頂きました。本市の程度は決して高いほうではなく、県内の中でもかなり低いので、商工のほうには相談はしてはありませんが、企業に十分配慮したものとなっております。

○上下水道総務課長（川畑信司君）

先ほども口述等でありましたように、現在まで外部委員会を5回開催しております。先日の全員協議会でお配りした資料の中にそのメンバーが載ってたかと思えますけれども、その中では商工会議所の推薦とか商工会からの推薦、あとは、市内で一番、グループで水を使っている、市内で一番大きな工場の推薦を受けた方々も委員となっていっしょにいます。それで、工場の推薦の委員からは、この程度でも1.4倍の逡増度でも他市の工場と比べたらこの逡増度でもまだ安いほうですよというような意見も頂きましたので、今回この逡増度で提案させていただいたところでございます。

○委員（山口仁美君）

あと1点だけお聴きしたいことがあります。各種証明書の発行の手数料が今回改定されるということなんですけど、実際どのような証明書が発行されているのか、また発行数とどのような感じなのか教えてください。

○上下水道総務課主幹（桐原隆志君）

基本的に証明書につきましては、浄化槽の設置の際の水量等の証明と確定申告時期の納入済み証明で、金額を幾ら払ってらっしゃるという証明等になります。件数につきましては、令和6年度で45件、うち今申し上げました確定申告等の分に関しましては、無料でお出ししておりますのでそちらのほうが22件になります。有料部分が23件になります。

○副委員長（松下太葵君）

説明で大きな工場とかは、ほかのところよりも料金が安いからということでしたけど、飲食店など、小さいところは多分この値上げ、結構きついと思うんですよ。そういう面はどうお考えか教えてください。

○上下水道総務課長（川畑信司君）

先ほどからちょっと逡増度というお話をさせていただきましたけれども、飲食店を使われていらっしゃる方々につきましては、お配りしてる表の3ページが大まかな目安としてなっております。それで大体飲食店、その業種によっても違うかと思えますけれども、ここにありますように、口径20mmで水量20㎡使った場合については、料金改定率が21.9%と、平均改定率よりも低い設定をしているところですので、その使われる水量によってこのような形で変わってくるようになります。

○副委員長（松下太葵君）

もう値上げすること自体は仕方ないと思うんですけど、結局、飲食店等が結構お水毎日使って、掃除なんかとかで結構衛生的なところを考えると使ってると思うんですよ。それでやはり値上げをすることによって、少し余り説明もされてないということを結構最近自分聴くことが多くて、

このままだったら毎日その床を掃除していたその衛生面的な部分を守ってきたのが、もしかして守れないかもしれないと、ちょっとここで言うことはちょっと違うとは思うんですけど、そういうところも市は考えてくれてるのかなあということをちょっと最近いろんなところでちょっと耳にするので、ちょっとその質問をさせていただきました。

○上下水道総務課長（川畑信司君）

これもまた資料になるんですけども、お配りした資料の7ページを見ていただければ分かるかと思います。これは外部委員会から頂いた意見になります。水道利用者への広報について、市ホームページや広報きりしま、公式フェイスブック、チラシまたは検針票、FMきりしま等を活用し今後の事業計画や経営の見通し、水道料金の見直しの必要性等について詳細かつ分かりやすく広報を努めること、水道料金の平均改定率のみが過度に注目されないよう、事業の必要性、内容及び財政状況についても十分に周知広報することというような意見も頂いております。さきの研修会の際にも私のほうでちょっと説明させていただきましたが、市のホームページにつきましては高齢者の方々がなかなか見づらいと、広報きりしまにつきましては、自治会に入っていない方が見づらいというような意見がよく出るんですけども、私どもについては、ここにありますように、検針員さんが水道を使っているところについては、毎月検針をしまいでまいります。ですので、水道を使っているところにつきましてはこの検針員さんを使って、全てのところにチラシないし検針票等でお知らせを入れていこうと、今のところは予定で考えているところでございます。

○委員（宮内 博君）

先ほど山口委員のほうからもちょっと確認があったんですけど、今回、令和8年度に改定をするということで、実施時期は4月であって11月でしたかね、10月でしたか、に実施をしていくということでありまして、示されている計画では先ほど若干あったと思うんですけども、5年ごとに改定をしていくということなので、これは説明があるんですが、それは、そのとおりの予定で進めていくという認識でいいんですか。

○上下水道総務課主幹（蔵原寛久君）

現在令和8年から11年度までの4年間の総括原価により料金を算定しておりますので、当然、12年度以降について改めて算定されないといけないので、料金また改めてビジョンをつくり直します。

○委員（宮内 博君）

当初示された令和8年度と令和12年度に料金を改定した場合という、示した資料がって、1回、見直しがなされましたよね。今回、さらに見直しをするということに当然なってくるだろうというふうに思いますけれども、その改定率等についてはもう既に今の計画の段階で試算をしてるんですか。

○上下水道総務課主幹（蔵原寛久君）

ビジョンの中で令和12年度は推測値という形で、仮にということを出してはありますが、今の我々が進めていく事業の中では、令和12年度の引上げ幅については一切考慮せず、上げないで済む

よくなるべく少なくなるようにという形で歳入歳出削減を頑張ってるところです。

○委員（宮内 博君）

今の回答では、たしか産業建設常任委員会に1月15日に改定、昨年1月15日の率について示しているわけですが、それでは令和12年度改定で、改定率28.4%ということで説明をしておりますよね。それで、今の答弁では、ひょっとしたらこれをしないでも済むかもしれないというような感じに受け止めることができるんですけど、そういう理解でいいんですか。

○上下水道総務課主幹（蔵原寛久君）

そのようになるとは言い切れませんが、新たな収入確保、支出削減対策を、先ほど口述でも部長、課長のほうから言いましたけども、十分に進めていきたいと、補助金の確保に向けていろいろな施策を打っていきたくて思っておりますので、その成果を踏まえての改正になってきます。

○委員（宮内 博君）

今の段階で未定とという理解でいいんですか。一応確認をさせてください。

○上下水道総務課主幹（蔵原寛久君）

未定ということでよろしいです。

○委員（宮内 博君）

それで今回の3月議会で最終的にどうするかというのは決まるわけですが、今後実施までの期間ですね、かなり時間が半年以上あるわけですね。どういうスケジュールで住民の皆さんに説明をしていくのかですね。陳情書などもこれまで出されてきておまして、十分な説明がなされていないと。住民の合意形成がなかなかできていないのではないかと御指摘も頂いているんですけど、その辺はどのようなスケジュールで考えてらっしゃるんでしょう。

○上下水道総務課長（川畑信司君）

先ほど副委員長のときにお話ししましたように、7ページの意見書で広報の在り方につきましても意見を頂いておりますので、外部委員会で賜った意見をもとに分かりやすく広報等をしていきたいと考えています。

○委員（宮内 博君）

それは広報だけですか。こちら側の一方的なお知らせだけということにとどめるということですか。双方の意見交換等ができるような機会等は計画の中に位置づけられてないということなんですか。

○上下水道総務課主幹（蔵原寛久君）

宮内委員のおっしゃることは住民に対しての説明会ということだと思っておりますけれども、現時点では考えておりませんが、南日本新聞等に先日3回ほど記事を載せていただきました。そのときに4名の方から御意見を頂きました。うち2名は仕方ないよねと賛成というような意見もございました。うち2名はやはり、何で今まで貯金をしてこなかったんだとか、何で上げ幅が小さくなるように、前もって上げなかったんだというような意見もあったところです。様々な御意見はあると思

いますけれども、広く周知をできるように努めてまいりたいと考えております。

○委員（宮内 博君）

少なくとも住民のところに足を運んでしっかり説明をすると、だって毎日使う正にライフラインですので、この意見の中にも物価高騰の折、十分こうを配慮してもらいたいという記述がありますよね。そういうことを踏まえると、少なくとも市民を対象にした説明会というのは開催すべきだと、こういうふうに思いますけど、今のところ考えてないということでもありますので、これから先どうするのかということでの議論を再度諮った上で計画の中に載せてほしいと思いますけど、部長どうですか。

○上下水道部長（秋窪達郎君）

先ほど来説明会等を考えていないということでございます。今3月議会で条例改正を行いまして、その後に説明会を行うということについては、住民の皆さんから御意見頂いても、反映できないものだというふうに考えているところでございます。ですので先ほどからありますように、今後につきましては、改定の中身を分かりやすく示すことに努めてまいりたいと考えております。

○委員（鈴木てるみ君）

この水道料金の値上げに関して、やはり市民の皆さんに負担を理解していただくためには、やはり行政側の経営努力という姿勢を見せることもとても大切だと思うんですね。それで、この口述書のほうにあります、業務の効率化や収入確保、支出削減の取組を従来の枠組みにとらわれない柔軟な発想でより一層推進してあるんですが、もし何か具体的に説明できることがあったら教えてください。

○上下水道総務課主幹（蔵原寛久君）

令和7年度にこの新たな収入確保、支出削減対策を開始いたしまして、歳入確保の面では事業口座に預金していた支払いの資金、こちらを1か月単位で定期預金化することを始めました。さらに公用車広告のさらなる活用をしております。あと、旧大津浄水場跡地の売却を令和8年度に予定しております。給水車の購入を令和7年度の当初予算で水道事業の会計で購入する予定だったんですけども、国が始めました事業を使って公営企業債を活用して、令和9年度から13年度までに全額を一般会計から繰り入れる予定としております。奥新川水道管の復旧工事等の災害復旧事業債を活用することで、9年度から18年度までに一般会計からの繰入れ総額を9,343万3,000円を確保する予定としています。全国市長会を通した国への要望や総務省が行う国の制度、施策に係る改善堤塘に関する調べの要望書を既に提出しまして、防衛省が行う令和9年度防衛施設周辺整備事業要望資料についても提出をしまして、市長のほうから国会議員のほうへ要望活動を行っていただいたところであり、今度の11日に事務局職員3人が福岡まで行ってまいります。また、財政当局とは協議中ではありますが、令和8年度の衛星を活用したDX事業についても、8年度、9年度に限り一般会計からの繰り出しの対象とされると国のほうからありましたので、50%を特別交付税措置される予定ですので活用したいと考えております。歳出削減の面ですけれども、同一日、同一事業者あての

口座振替払いやのときは名寄せして口座手数料がかからなくなしたり、口座振替などの手数料に口座振替などを開始して振り込み手数料の削減に努めております。また、保険を日本水道協会から全国市有物件共済に見直しすることで、年間500万以上削減できると考えております。電気の契約プランは既に見直しいたしまして年間50万円削減されます。管路更新や修繕につきましても、DXを推進していくとともに、旧大津浄水場を売却することで警備業務委託や電気代の削減が図れるものと考えております。

○委員長（藤田直仁君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですのでこれで議案第3号の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 2時41分」

---

「再開 午後 2時54分」

#### △ 議案第7号 霧島市手数料条例の一部改正について

○委員長（藤田直仁君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に議案第7号霧島市手数料条例の一部改正についてを審査いたします。執行部の説明を求めます。

○農業委員会事務局長（池田康一郎君）

霧島市手数料条例の一部改正について、ご説明いたします。本市農業委員会においては、これまで実施していなかった非農地証明の発行事務を新たに開始するにあたり、証明手数料を設定するため、霧島市手数料条例の一部改正を行うものです。この非農地証明とは、農地又は採草放牧地の現況が農地等以外になっており、一定の要件を満たす場合に、農業委員会が農地ではない土地であることを証明するものです。対象農地等は、農地法施行以前から農地等以外であった土地、自然災害等により農地として利用できなくなった土地、20年以上耕作放棄され、復元が著しく困難な土地です。手続の流れは、土地所有者等が農業委員会に申請し、委員・職員が現地調査のうえ、総会で証明発行の可否を判断するもので、地目変更の登記が行いやすくなる場合があります。まず、手数料算定は、農地法の許可事務を参考にし、積算項目として職員給、現地調査に係る燃料費等で、月額16,605円、想定申請件数は月6件、10筆とし、証明1件当たり約2,800円、1筆当たり約1,700円と試算しました。また、県内他市の状況は、1件当たり無料～800円で1筆当たりの加算がある市がある一方、1筆当たり500円とする市もあり、試算と他市の状況を勘案し、本市は非農地証明の証明発行手数料を1筆当たり500円とする条例改正を行おうとするものです。

○委員長（藤田直仁君）

ただいま説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（仮屋国治君）

現在まで利用状況調査で非農地通知を決定されていたと思うんですけども、この非農地通知と今回の申請の分はどのように違うのか教えていただけませんか。

○農業委員会事務局事務局長（池田康一郎君）

委員おっしゃるとおり、これまで農業委員、推進委員の皆さんで年1回調査を行い、それにより、非農地の通知を行ってまいりましたけれども、今回実施しようとするものは、先ほども申し上げたように、土地所有者等がここはもう既に農地ではないよといったようなことを申出を頂いたものを申請として受け取り、それに対して、今、委員がおっしゃったとおり、調査と同様の形で、先ほど説明したとおり、職員も同席しますけれども、その現況を把握して、それを総会でやはり同じように、非農地であるかないかといったようなところを判断して証明を行おうとする、その入り口から違うと。委員さん方の調査で判断するもの、それと申請申出によるものを、こちらでまた同じような判断をするものと言ったようなところが違います。先ほども申し上げたように、それによって、登記地目を変更することが多少容易になったりというようなことがありますので、そこを支援するといっはなんです、スムーズに事務を行えるような形にするために、今回の証明の事務を実施しようというふうに考えているところです。

○委員（仮屋国治君）

それでは、農業委員、推進委員の皆さんが確認できなかった非農地を、所有者が個別に申請できるようになったという理解でよろしいか。現在までの利用状況調査の分とはダブらないという理解でいいか、その辺のところもお示しをください。

○農業委員会事務局事務局長（池田康一郎君）

委員おっしゃるとおりでありまして、毎年のように、当然調査をするわけなんですけれども、やはり限界が一部あるんだろうと。今年度ですね、昨年になりましたけれども、夏場に行いました調査において、ちょっとしたキーワードというようなものをそれぞれの委員、推進委員にお渡しして、調査をしていただいたことによって、前年度の非農地の判断通知を行ったものは、面積で言いますと約倍ぐらいになりました。というのは、やはりどうしても委員、推進員、人員40名程度であると、どうしても全域を見て回るといのはなかなか御自身の担当のエリアであっても、地図では近くとも谷一つ違ったりとかということもありますので、難しかったんだろうというようなことがありますし、実際そういう、申請者が要望してくる場合も想定して、そこに対応しようというふうに考えているところです。

○委員（仮屋国治君）

最後に一つだけ。この手続を始めようとしたきっかけは、自主的なものなのか、ほかに何か要因があったのか、今、御説明では、面積的などところで大分数が上がってきてないからそのようになっ

たというような説明でありましたけれども、その辺のところを御説明いただけますか。

○農業委員会事務局振興農地グループサブリーダー（横山伸一君）

きっかけにつきましては、所有者なり、行政書士の方から、全国的にはほかにも実施してる団体があります。農地法の手続をするよりも、申請書類が簡便であるというようなところから、霧島市は実施していませんかという問合せが月に数件あることがありました。そういうふうなことを踏まえまして、今回、来年度から実施したいと思っているところです。

○委員（山口仁美君）

料金設定について、少し補足といいますか説明いただきたいんですけども、先ほどの口述の中では、コストの積算が1,700円とかいうことだったかと思うんですけども、これに対して、手数料は500円程度ということで、実際コストのうち、一部しか頂かない形になるんですけども、これについて残りの部分は市の負担ということでよろしいでしょうか。

○農業委員会事務局事務局長（池田康一郎君）

委員おっしゃるとおりです。先ほど説明少し差し上げたところで、恐らく矛盾を感じられたと思います。500円というのは、他市の中で、恐らく回収率が、私どもが考える設定の中で、一番回収率が高いものというふうに考えております。大体1筆で証明500円としたときに、約経費の3分の1ぐらいが回収できるというふうにこちらで試算しています。先ほどの1,700円とかというような、1証明だと2,800円程度、1筆だと1,700円程度といったほうに説明したと思うんですけども、これを設定してしまうと、他市で行っている証明手数料と、えらい乖離が出てくるものですから、さすがにそこは配慮していこうというようなことで、一番アッパーであろうというところの一筆の500円というところを設定しようと考えております。当然のごとく、今、物価上昇云々ということがございますので、今後、手数料の改正云々ということのタイミングがあれば、今後も、そこは調整していきたいと思っておりますけれど、一応そういうような状況で、今回1筆500円というようなことで設定したいと考えております。

○委員（山口仁美君）

ということは、申請が想定よりも多くなってくると目に見えるコストではないかもしれないですけども、行政の負担としては、ちょっと増えてくるのかなというふうにちょっと思えるんですけども、この今、月6件、10筆というようなところが上回ってきた場合に、実際その雇用がどうなってるのか、雇用といいますか、その報酬というんですかね、がどうなってるのか分からないんですけど、どの程度まで対応できるものなんでしょうか。

○農業委員会事務局事務局長（池田康一郎君）

今、御懸念されているのは、筆数が、筆数というか、証明の全体が増えてくるとどうなんだろうというようなことでありますので、1筆500円にはちょっとしたこちらの思いがありまして、これ、やはり総会に上げるまでに数十件というようなことがもしあった場合、月に数十件あった場合、その実際の経費は恐らくそんな変わらないだろうと思っております。確かに見て回るところは増えてま

いますけれども、ただ、そうなるとどういことが起きるといことになりますと、1筆500円を設定しておきますと、件数が上がったときには、どうかすると、回収率が上がってくるのではないかなというふうに逆に考えておりますので、1件で、800円がアップーでしたかね、800円前後プラスアルファっていうのを設定するよりも、1筆で、意外と近いところを出してこられるでしょうから、そういった部分で考えると、そんなに経費は変わらないというのを2度目言いますけど、経費は変わらないけど、入ってくる手数料が上がるというような考え方でいきますと、回収率が上がっていくのではないかなというようにことで、2度言いましたが、そういうようなことで500円設定していこうというふうに考えております。

○委員（山口仁美君）

お金の流れをちょっと整理したかったというところなんですけれども、この委員とか、それから職員の方々が現地調査に行かれる場合の、今、先ほど説明の中では、大体1筆当たり1,700円とか、1件当たり2,800円の経費が掛かっているというようなことを口述の中でおっしゃられたので、これは依頼をする場合は筆当たりでの報酬的なものがあるのか、それとも、例えば日額とかで、5筆、10筆というのをしても同じ金額で見るとかという、そこら辺がちょっと分からなかったので、常に申請が上がってきたら、先ほどの1,700円に対して500円、筆当たりというところが、比例して上がっていくのかどうなのかというところのちょっと整理がつかなかったのでお伺いしたところですので、お願いします。

○農業委員会事務局事務局長（池田康一郎君）

そこを説明させていただくと、職員においては、ついていく現地調査においては、大体1日で済ましていくので、恐らく変わらないかなと。1日丸々かけたのを計算しても、ちょっとした変わりしかないのが一つ。二つ目は、委員、推進委員におかれましては、変な言い方ですけど、ちょっとした、ここまで来られるまでの旅費ぐらいです。あとはもう、市内を回るガソリン代だとか、そういうようなことであるので、先ほど申し上げたように、旅費しかということになると、委員、推進委員は、月額の設定額の報酬でお集まりいただくようなことになるので、そこ自体はそんなに大きく変動しないです。ですので、1日でおおむね終わらせる、もしくは2日かかったにしてもそこまで変わらないだろうというふうに感覚では思っているところです。試算も多分そんなに変わらないと思いますので、1日で大体設定しておりますので、そういうようなことで、先ほど増えれば恐らくそんなに全体分布して、広いところ見に行かないだろうというようにのも想定すると、件数が上がったなら恐らく回収率は上がるというのが私の考え方です。

○委員（宮内 博君）

確認ですけど、口述のほうで、いわゆる非農地という証明を発行するのは、この20年以上、耕作放棄がされていると。復元が著しく困難なそういう物件だということですよ。それで、この20年とした一つの根拠は何なのかと。10年もすれば、放棄すれば、木も生えてくるし、実際農地として復元するというのはかなり困難な状況というのは見てとることができるんですけど。私も、耕作

放棄地が続くところに暮らしているんですけど、5年も放棄したら、もう本当に復元がかなり困難になるという状況下にあるんですけど、その20年のくくりというのは何か一つ根拠があるんですかね。

○農業委員会事務局事務局長（池田康一郎君）

そもそも非農地の調査のハードルというのが、ここらあたり、最初に申し上げた、三つぐらいの要件でありますので、先ほど、別の委員からも言われたとおり、どこが違うのというと、非農地の証明の条件というのは変わらず、もともと委員、推進委員さん方が、見て回る、調査をされるというのは、この要件を基本的に見ていかれるというようなことでありますので、委員おっしゃるのもごもっとも。大体3年から5年がたつと、農地というのは、復帰難しくなると、随分経費が掛かるものというのは承知しておりますけれども、もともとのその要件を満たすものとして、今回も判断していくというようなことであります。

○委員（宮内 博君）

20年を過ぎているかどうかという判断というのは、どこに置く。いわゆる20年もそこ見てるのかよというのが当然であるんでしょうけれども、それは農業委員会の皆さんが、いやこれはもうとてもじゃないけど農地に復元できないよねという判断を一つの基準にするのか。いやまだ19年しかたっていないよというのを判断の基準にするのかですね。その辺かなり難しい面があるのではないのかなというふうに思うんですけど。あくまでも農業委員会がこれはもう農地に復元できないという判断、それが一つの大きな根拠になるのかなというふうに思うんですけど、それがこの20年というハードルは超えてないので、いやまだもうちょっと時間があるよというこういう判断になるんですか。

○農業委員会事務局事務局長（池田康一郎君）

おっしゃるところは非常によく分かりますし、ただ、そういう判断も、多分ないとは言えないでしょう。ただし、最近の地図情報システムとかというところをやはりある程度は活用してまいりますので、過去の航空写真とか、意外とデータが残ってる部分がありまして、現在の筆の筆界を当てて見たりすることも可能です。ですので、ある一定その1年、2年というのは確かに難しいところが出てくる可能性は十分あります。3年程度でしか確か航空写真も撮りませんので。そういったものも活用はしますけれども、今、委員がおっしゃられたような判断をせざるを得ない場合は当然出てくるのかなあとは思いますが。それが例年の利用状況調査であって、非農地判断を行っている部分でもございますので、これを絶対的に20年ですというのを申し上げたいのはやまやまなんですけども、そうならない場合もあるというのも私ども感じておりますので、そこは御了承いただければと思います。

○委員（宮内 博君）

一つは農地ですので、当然、登記上農地であれば、農地転用の申請をしないと、宅地とかですね、農地以外のものに変えることはできないという一つのルールがあるわけですけども、この非農地

の証明を受けると、いわゆる農地転用の手続をしなくても済むんですよ。そのまま、転用の手続をしなくても売買ができるというようなことになろうかと思えますけれども、農地転用の手続を経ずに、売買であったり地目変更したり、そういうのができるというふうに思いますが、そういう確認です。

○農業委員会事務局振興農地グループ主任主事（船盛慎二郎君）

まず、補足としてなんですけれども、今回の非農地証明の20年以上耕作放棄されてる20年についてなんですけど、この20年という根拠につきましては、悪意の時効取得の20年を基準にしています。時効取得で20年、悪意を持った状態で占有していれば所有権が移るといって、民法上の制度があるんですけれども、そこを基準としてまず始まっています。他市の自治体の事例を見ても、10年、20年とばらばらな状況であるんですが、20年を採用してるところが多くありました。県内の自治体だけでなく、県外の自治体もホームページ等で調査をした結果、おおむね20年という基準を使って非農地証明をしています。その根拠は、この悪意の時効取得になっております。この非農地証明自体は、宮内委員おっしゃったように、通常、宅地に転用してしまえば、転用農地法の第4条、第5条の転用許可が必要になってくるんですけれども、そういう制度がありながらも、各自治体で、市民の要望に沿った前向きな非農地という意味で行政サービスの一環として非農地証明が始まっていることが挙げられますので、霧島市についても、本来であれば農地転用許可が必要なところである物件についても、悪意の時効取得の20年を経過していれば、宅地となっても、前向きに非農地と証明して、地目変更の登記を促すということを考えて制度をつくっているところです。

○委員（宮内 博君）

まさにそこだろうと思うんですよ。いわゆる、農業委員会がこれはもう農地ではないということで、安易にこの判断をするということになると、先ほど申し上げました売買であったり、地目変更であったり、移転登記なども、この農業委員会の証明がなくてもできるということですね。証明しているだけの農地転用の許可を得なくてもできるということで、それをいわゆる意図して、ほっておけば農業委員会の転用許可も要らなくなるんだみたいなのを戦略的におっしゃったのは、まさに悪意ですよ。そういうのを予防するために一定のハードルを20年という形で設けているというふうに理解しましたが、その理解でよろしいんですよ。

○農業委員会事務局振興農地グループ主任主事（船盛慎二郎君）

委員おっしゃるとおりです。実際のところ、農地法の制度がある中でも、過去の裁判の判例では現況主義で、転用許可をとってなくても、もう非農地化してるところは、自治体が負けている判例も実際あるところです。そういった事例がある中で、農業委員会の会で、委員の方々に意見をいろいろ聴きながら、他自治体の事例も調べながら、今回のこの20年というのを一つの区切りとして、農業委員会で非農地証明を実施したいと考えております。

○委員（山口仁美君）

関連でお伺いしますが、この証明を出す際の基準とか、そういったものは要綱等で何か明

記したりはされているのでしょうか。やはりどういう基準で見ていくべきかというのが、先ほど何か言葉が一つ変わると、何かこの農業委員の方々の判断が変わるといようなお話もちょっとあったかなと思うんですけども、そういった細かいところはどういうふうにされるのでしょうか。

○農業委員会事務局振興農地グループ主任主事（船盛慎二郎君）

農業委員会のほうで、事務取扱要領のほうを作成しております。これは、農業委員会の総会で議決をちゃんと諮った上で決定した要領になるんですけども、実際のところ現地調査は、事務局職員と農業委員で現地を回ります。もともと、非農地判断という、先ほど仮屋委員からも利用状況調査に基づく調査が前提なのではないかという御意見があったんですけども、そちらで非農地の判断をする際には最低3人で見なさいとマニュアルがあるんですけども、農業委員と事務局で最低3人以上で現地調査を行った上で、対応すると。なので、1人の委員が見て、例えばここは、もうちょっと使える農地なのかなといようなのが総会で上がってくるというのは想定しづらい。複数の目で見た上でちゃんと非農地を確認した上で、総会に諮って決を得るとい調査になっております。

○委員（山口仁美君）

もう一点、非農地の証明を出されると地目の変更が容易になるといようなことだったかと思うんですけども、これはかなりの確率でその地目変更ができるようになるものなのか。それとも、法務局のほうで、ある程度厳密な審査みたいなものがあって、例えば証明を出したけれども、変わらないということもありうるのかという、そこを教えてください。

○農業委員会事務局振興農地グループサブリーダー（横山伸一君）

非農地証明が出た後の話になりますけれども、地目変更登記をする場合は申請をしていただく必要があります。その証明書をつけてすることになるんですけども、その地目という、どういう地目になるかは、申請される中の地目と、また法務局の方が現地を調査いたします。それによって現状に合った地目にするようになりますので、申請の地目が違った場合は修正なりが発生することになってくると思いますので、非農地証明の際で農業委員会が地目を判断したり、指示をしたりといことはありません。あとは、申請者と法務局のほうで、申請とその審査の中で決まってくるものだと考えております。

○委員（鈴木てるみ君）

私はよく分かってないんですけども、今回この非農地証明を出すことによって、農地転用の悪用といつか抜け道といつか、何かそんなことといふのがあるのかなと思ってですね。いかがでしょうか。

○農業委員会事務局事務局長（池田康一郎君）

先ほど来、船盛のほうも説明したとおり、悪用をされないように、委員と事務局のほうでそれを確認しますし、先ほど、航空写真云々という説明も申し上げたとおり、悪意を持って荒らして、10年以上20年そばといふことを想定して、それを悪意だと言われたらちょっと分からないんですけども

ども、それを計画的にされる人のほうが多分恐らくは少ないと思われまので、現実、荒らしてしまつてという、わざと荒らして、それを時間経過を進めることはできませんから、そういったところも含めて、どうしても宅地にしたいんだよねという意味合いで荒らして、3年ぐらいでみたいなことはあり得ませんので、そこはこちらとしては想定しておりませんので、今言ったのは、悪意を持ってされても、かなりの時間経過が必要でし、それを計画的にされるということは余り想定していないということで回答はよろしいでしょうか。

○農業委員会事務局振興農地グループサブリーダー（横山伸一君）

ちょっと補足をさせてください。もし農地法の転用手続に該当しそうな件数で、この20年経過してない、非農地証明の対象にならないような案件が出てきた場合には、その都度、その申請内容を確認して、転用手続が必要であれば転用手続をちゃんととってくださいということで、別な手続の案内をしようかと思っております。

○委員（山口仁美君）

今の御説明と多分同じ内容なのかなとは思いますが、日南市とかほかで先に進めていらつしゃるところの、この証明のホームページ等見てまいりますと、非農地証明の発行を申請した場合に基準に合致せずに違反の転用と認められるものが出てきた場合には、指導等を行いますというような文言があるんですけども、今、お話ししたような内容というのが、今御説明があった内容になりますでしょうか。

○農業委員会事務局振興農地グループサブリーダー（横山伸一君）

山口委員がおっしゃったとおりです。非農地証明に該当しないものは、農地法の手続をしていただくように案内をして、非農地証明の対象には恐らくなくてこないんだろうと考えております。

○委員長（藤田直仁君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第7号の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 3時25分」

---

「再開 午後 3時27分」

#### △ 議案第19号 市道路線の認定について

○委員長（藤田直仁君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に議案第19号市道路線の認定について執行部の説明を求めます。

○建設部長（三島由起博君）

議案第 19 号市道路線の認定について、概要を説明いたします。本議案は、市道の新設に伴い位置を特定する道路 1 路線、主要地方道国分霧島線の改良工事に伴い旧道となる一部の道路 1 路線、農道 2 路線、生活道路として利用されている里道 5 路線及び開発により整備され寄附を受けた道路 3 路線の合計 12 路線を市道として認定するため、議会の議決を求めるものです。詳細については、建設施設管理課長がご説明いたします。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

議案第 19 号市道路線の認定について、詳細をご説明いたします。はじめに、市道認定をしようとする路線のうち、新たに建設する市道 1 路線について説明いたします。議案集の 63 ページをご覧ください。新町～久保田線は、国分新町の国分北小学校の北側に位置する延長 70m の道路となります。次に、県道の主要地方道国分霧島線の改良工事に伴い旧道となる一部の道路 1 路線について説明します。議案集の 64 ページをご覧ください。田口東線は、霧島田口の市営中原団地の北側に位置しており、鹿児島県が道路改良事業を行うにあたり、県道の一部が旧道となる延長 236m の道路となります。次に、農道 2 路線について説明します。議案集の 65、66 ページをご覧ください。霧島中央線は、霧島田口地区を東西に横断する延長 2,676m の道路となり、永野田線は霧島永水地区の七社（ななしろ）神社周辺に位置する延長 1,882m の道路となります。次に、里道 5 路線について説明いたします。議案集の 67、68 ページをご覧ください。対象路線は、天降川小学校の西側に位置しており、新川 8 号線は延長 218m、京塚 2 号線は延長 472m、境畑 1 号線は延長 99m、境畑 2 号線は延長 102m、境畑 3 号線は延長 101m の道路となります。最後に、開発により整備され寄附を受けた通り抜けもしくは循環が可能な道路 3 路線について説明します。議案集の 67 ページをご覧ください。対象路線は、天降川小学校の南側に位置しており、新川 9 号線は延長 110m、新川 10 号線は延長 110m、新川 11 号線は延長 100m の道路となります。合計 12 路線の総延長は、約 6,100m となります。以上で、議案第 19 号の説明を終わります。よろしくご審査いただきますようお願いいたします。

○委員長（藤田直仁君）

ただいま説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ありませんか。

○委員（香山二郎君）

基本的なところをお尋ねしたいんですけども、市道として認定するための基準というか、基本的な基準はどういったものがあるか。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

霧島市の市道として認定するためには、まず最初に市道として、もちろんその土地が市の公衆道路とか市の持ち物、そういうものでないといけません。その中で、認定としまして、ちょっと簡単に言いますが、まず、起終点が国道、県道、市道のいずれに通じ、接続している通り抜け道路、あと、それが寄附予定道路で国道、県道または市道に接続する道路などです。そのほか、構造的な条件としまして、まず幅員が原則 4 m 以上の幅員、それと道路の交差箇所は車両等の通行に支障が

ないように隅切りが行われていること。次に、道路の縦断勾配を原則として9%以下であること。ただし地形上やむを得ないものについては12%以下であります。そのほか、側溝が整備されております。これをコンクリート三面張り、またそれに準ずるものであること。そのほか、道路面は舗装され不陸等がないこと。あと、道路と隣接地の境界が明確であること。あと、その他、道路占用物件その他、施設工作物は道路交通に支障がないことという基準があります。

○委員（香山二郎君）

先ほど現地調査をしまして、車で通っていただいたんですけども、ちょっと角度が急で曲がりにくいところもあったんですが、その隅切り、ここはもう基準内だということによろしいですか。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

多分、住吉のほうの通られた里道のところだと思います。現在のところ、一応隅切りというのは道路のところに入るところが多少直角ではなくて、少し斜めになってると。そこですと車が入る範囲であればある程度そこは可能としております。

○委員（香山二郎君）

最後もう1個だけです。ちょっと私がかんがえてないんで、市道にすることによるメリットとデメリットは霧島市にとってどういうものがあるのかをできればお示しいたしますでしょうか。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

市道に認定することで、まず、地方交付税の措置対象となります。そのほか市の道路として、もちろん農道とか里道とかもちろん管理をしていきますけど、その管理部署が変わります。それに合わせて、市道の場合は建設施設管理課の道路維持グループで管理しますので、里道の時よりは多少といったらあれですけど、すぐに補修に走れたり、耕地課も耕地里道、かなり用地を管理していますので、もうこの建設施設管理課としては道路をメインでしていますので、その係としてはすぐに道路、里道、その中で、ここは里道、市道というのはなくなりますと、ある程度市道として管理ができますと、すぐ修繕ができたりとかそういうメリットがあります。

○建設部長（三島由起博君）

ちょっと補足いたします。まず、メリットの部分で言いますと今、安田課長が答弁しましたとおり、普通交付税の基準財政需要額の算定対象となりまして、財政上のメリットがございます。その一方で、市道認定するということは、道路法の規定を受けると。法的に維持管理であったり修繕に対してきちっと示されたものが出てきます。道路法以外に、ぶら下がってます政令等に基づいて、管理をするように明確な維持管理義務が発生します。そういったことでこれまでは里道というのはあくまでも国有財産の関係で、自治体が譲渡を受けた財産ということで、法定外公共物の管理条例などで、そういった財産の管理を行ってまんですけども、それが市道として認定されることで、明確な維持管理業務が市に発生するということがございます。なので、そういった維持管理義務が発生することで、法に沿って維持管理をする上で、やはり維持管理費用が、やはりこれまで以上に増えていくということになります。例えば今、道路法の中で規定されていますのが、トンネルであったり、

あと橋、道路橋については5年に1回の点検をしていくということが義務づけられておりますので、そういったことを考えますと、やはり維持管理費用がこれまで以上に発生していくということが一つございます。あと、通常のパトロール、安全パトロール等についても、やはり通常の舗装の状態等も把握するようになっておりますので、やはり定期的なパトロールが必要になってきますので、そういった部分でもやはり経費が伴ってくるということもございます。また、この市道認定をするに当たって、道路台帳の整備というのが必要になりますので、そういった経費も必要になってきますので、そういったことで、そういう財政的なメリットもあります反面、どうしてもそういった直接的に発生していく市道認定されることでの経費がかかってくるという状況。

○委員（宮内 博君）

64 ページの県道を今回市道に認定をするというのは236mあるんですけど、当然、今部長のほうからありましたように、市の管理義務というのが発生するということになるんですけど、これも地方交付税の財政需要額の中に算入されるという理解でよろしいんですか。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

市道になればそのようになります。

○委員（宮内 博君）

あと63 ページの新町～久保田線でありますけど、これはまだ道路としての形状もなしていないわけですが、これも、そういう扱いになるという理解でよろしいんですか。

○建設施設管理課道路管理グループ長（若林 優君）

市道認定が市道を供用開始をするまでの一番最初の入り口となります。先ほどの田口線についてもなんですが、まず市道認定をいたしまして、県道から市道に引継ぎをする際に、事前に県と協議をいたしまして、道路状況を把握し、その中で引渡しができるとなったら、供用開始の告示をして、そこから使用開始になりますので、当然、今回の新町～田口線につきましても、市道認定の際には道路がなくても供用開始のときに道路ができていれば問題ないというような形になります。

○委員（宮内 博君）

いや、地方交付税の基準財政需要額の中に算入されるというのも、まだ道路の形態をなしていないものについても、認定した時点で対象になるんですかということです。

○建設施設管理課道路管理グループ長（若林 優君）

認定の時点では対象にはなりません。あくまでも測量終わって供用開始を始めてからの交付税対象になります。

○委員（宮内 博君）

今回、6,100mということですね、本会議でも、ちょっと若干説明があったんですけども、350万円の地方交付税の収入が見込まれるということでもありますけれど、実際、市道認定基準を満たすということで、霧島市のほうはこれまでのいわゆる図面上の調査ではあるがという前提であったんですけど、全体で農道で82か所で、延長が約29kmと、開発道路で35路線、延長が約4kmあり

ますよということで、報告を受けているわけですけど、今回で3回か4回目だろうと思うんですね、認定をしたのかですね。これまでの認定の路線数と延長距離、残った路線数と延長距離をお知らせを頂ければと思います。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

宮内委員のほうがおっしゃいましたように、当初、里道のほうが82か所、追加があつて84か所ありました。それから、これまでに、21路線認定しております、今回、残りが、その中に、それで市道にももちろんその80何か所中から、今おっしゃられましたように、幅員とかいろんなものを精査しております。その精査を行って行って、その中でこれまで21路線認定しまして、残りが55路線になります。延長は18kmになります。

○委員長（藤田直仁君）

18kmというのは今認定されたやつが18kmでいいですか。残りがということですか。そこをちょっと両方とも言ってくれとのことだったので、済んだのと、あと残りを言ってください。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

残りが55か所の56路線の18kmになります。

○委員長（藤田直仁君）

休憩します。

「休憩 午後 3時42分」

---

「再開 午後 3時43分」

○委員長（藤田直仁君）

休憩前に引き続き会議を始めます。

○建設施設管理課道路管理グループ長（若林 優君）

先ほど御質問のありました開発道路につきましては、令和6年度に35路線、実質延長が出ておりますが、3,770m、全て認定をしております。ですから最初のときは当初約4kmとなっておりましたが、実測をすると3,770m、35路線全て昨年度認定をしております。先ほどの数ですね、63路線というのが、今回の議案を上げる前の数でございます。残っているのが、溝辺、霧島、隼人の農道、里道を含めて63路線でしたので、今回12路線をしたうちの2路線は、里道と農道以外でしたので、あと開発道路でしたので、そこを差し引いて残りが55路線、約18kmとなっております。

○委員（宮内 博君）

あと55路線ということで開発道路は全てもう市道として認定したということですけど、これ全体で、当初約2,000万円の地方交付税収入が見込まれるというんですね、そういうことも報告をされた経緯があるんですけど、これを全て認定をするという結果、入るであろう地方交付税、いかほどになるかはその後変化があるんですか。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

残りの分についてちょっと財政とのまた計算とかありますので行っておりません。

○委員（宮内 博君）

もちろん正確には財政との調整が必要だろうと思うんですけども、当時はそういうふうには答弁されてるんですね。残りの路線が、地方交付税として算入された場合にどうなるだろうかというところでのやりとりを経てですね、ですからそれはもう恐らく概算で、想定の中で回答なされた経緯があるのかなというふうに思いますけれど。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

当時は財政課のほうで、概算大体 29 km で 2,000 万となっておりますので、今のところ概算的な全体的に距離的には変わりませんので、そのままでしたら変わらないと思います。確かにやはり向こうのほうでちょっと計算した分ですので、幾らとはちょっと申し上げることができませんけど、ほぼ変わらないと思います。

○委員（宮内 博君）

先ほど部長のほうからデメリットとして、当然経費もかかってくると。それは道路としてきちんと認定をされるということですから、道路法に基づいた作業が当然求められるということでありまして、里道の場合も、当然管理責任がありますから、担当部署は違っても、その管理をすることになります。いずれにしましても地方交付税収入として見込まれる一つの取組でありますので、一定、年度内のこの目標値というようなものも定めて、それなりの職員も配置をするというような形で計画的に進めていただきたいものだと思いますけれども、その辺の議論があればお示しを頂ければ。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

今おっしゃいましたように、やはり、里道を市道に認定していけば、それなりにまた、先ほど部長も答弁しましたように、維持管理がかなり出てきます。それに対するもちろん霧島市としてはもう道路として維持管理していかないといけないと思いますので、そこにつきましてはまた人員の、また、担当の見直し、その中で、こちらのほうも今霧島市内で 1,622 の市道があります。それをかなり管理するには相当な、山のほうとかもかなりありますので、そのところはある程度これからも計画的にそのために急激にやはり里道を市道にして、ちょっと今回もありまして、農道になると距離が長くなります。そういうところも、いろいろ考えながら、今後計画的にやっていきたいと思えます。

○委員長（藤田直仁君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第 19 号の質疑を終わります。

## △ 議案第20号 議決事項の一部変更について

○委員長（藤田直仁君）

次に議案第 20 号議決事項の一部変更について執行部の説明を求めます。

○建設部長（三島由起博君）

議案第 20 号議決事項の一部変更（委託協定）について、概要をご説明いたします。日豊本線隼人駅周辺整備事業に伴う東西自由通路工事の委託協定について、工事の精算により、当該協定の金額を減額する変更委託協定を締結するため、議会の議決事項の一部に変更が生じたことから、議会の議決を求めるものです。詳細については、都市計画課長がご説明いたします。

○都市計画課長（深迫康幸君）

議案第 20 号議決事項の一部変更（委託協定）について、詳細をご説明いたします。はじめに、議案集の 70 ページをご覧ください。令和 5 年 3 月 30 日に、市議会の議決を得て、隼人駅東西自由通路に係る工事施行の委託協定を、金額 17 億 7,086 万 1,000 円で、九州旅客鉄道株式会社と締結しました。次に、議案集の 69 ページをご覧ください。工事の施行期間を令和 8 年 3 月 31 日までとする現協定について、工事完成による精算に伴い、協定額を 3,189 万 2,787 円減額し、17 億 3,896 万 8,213 円を変更協定額とするものです。なお、減額となった主な理由は、橋桁の架設工事における建設機械の見直しや予定していた夜間工事を昼間工事に変更したこと等により、コストの縮減が図られたものです。添付資料につきまして、1 ページは、上から見た平面図です。図面手前が駅舎側になります。2 ページは、北側から見た側面図です。3 ページは、構造一般図であり、図面左が東側階段で、図面右が西側階段です。この資料の着色部分が、今年度完成することとなります。以上で、議案第 20 号の説明を終わります。よろしくご審査いただきますようお願いいたします。

○委員長（藤田直仁君）

ただいま説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ありませんか。

○委員（宮内 博君）

夜間作業を昼間にできるようにしたりとか、いろいろこのコスト削減を図った上で、3,000 万円余りの減額ということでもありますけれども、それはいわゆる協定を結ぶ段階で想定ができなかったものというふうに理解してよろしいんですか。実際、協定を結んだけれども、企業努力によって、そういう取組を行ったということになるんでしょうか。

○都市計画課長（深迫康幸君）

工事の実施におきまして、工事を施工委託している J R 九州のほうのいろいろそういった努力がございまして、実施段階においていろいろとそういった施工ヤードを広く確保して、そういった建設機械の見直しを行ったり、またそういった夜間工事につきましては、そういった鉄道保安のそういった調整がなされて、昼間工事に行われたものであります。

○委員（宮内 博君）

J R の交渉というのはなかなか難しいという話は聞いたことあるんですけど。しかし今こうい

う形で減額をしたというのは、それだけ負担が当然減るわけですので、前進かなというふうに思うんですけど。実際、今回で完成になるんですかね。完全にこの東西通路を完成するというのは、もう当然、周辺の整備と相まって完成にこぎ着けるといことになるんですけども、この通路を利用できるような要件が整うというのは、どれぐらいを見通せばよろしいんですか。

○都市計画課長（深迫康幸君）

自由通路の本体は本年3月末をもって完成いたします。それで、供用の開始につきましては、自由通路ができた後に、自由通路から隼人駅舎へ向かう歩行空間の確保、また反対の東側の広場におきましても、自由通路から先の歩行動線の確保として今後工事を進めることとしています。そうした中で、東西自由通路の供用開始を本年秋頃に供用開始ができるか検討を行いながら、必要な整備工事を行うこととしています。

○委員長（藤田直仁君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、それでは、議案第20条の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 3時55分」

---

「再開 午後 4時04分」

○委員長（藤田直仁君）

休憩前に引き続き会議を開きます。それではこれより議案処理を行います。議案処理は会次第にあります順に行います。

#### △ 議案第2号 霧島市工場等立地促進に関する条例の一部改正について

○委員長（藤田直仁君）

議案第2号霧島市工場等立地促進に関する条例の一部改正について委員間討議を行います。意見はありませんか。

○委員（山口仁美君）

情報サービス施設は賃貸借でも大丈夫ということで、今回広がったのは良いとは思いますが、誘致の質の担保というのを引き続き注視していく必要があるのかなというふうに思いました。また操業するまでの間の期限を5年に延長するというのではあるんですけども、こちらについても造成を必要としないものについても一律延長ということですので、きちんと注視をする体制をつくっていただけたほうが良いのかなというふうに思ったところです。

○委員長（藤田直仁君）

ほかにありませんか

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですのでこれで委員間討議を終結し討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第2号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって議案第2号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

### △ 議案第3号 霧島市給水条例の一部改正について

○委員長（藤田直仁君）

次に議案第3号霧島市給水条例の一部改正について委員間討議に入ります。意見はありませんか。

○委員（宮内 博君）

この案件については一昨年からですね、かなり議論をしてきた経緯があります。当初計画よりも若干値上げ率そのものを引き下げるということ。そして実施期間も11月に延期をするという形ではありますけれども、今回、この議会に提出をされてですね、採決がなされるということになりますと、このまま当然実施をされるということになります。後ほど陳情書のほうも議論をすることになるんですけど、国が重点支援交付金を活用して水道料金などへの引下げ、あるいは助成これも可能とする提案をしております。これを受けて始良市では半年間基本料金を免除する。曾於市でもそういう取組を始めている最中にこの23.2%もの値上げを決めるのが本当に市民の理解を得ることになるんだろうかというのがですね大きな疑問であります。同時に今回示されました計画の中でですね、この議会の議決を経ても今後住民の皆さんを対象にした説明会、そのものも行わないということをおっしゃってるわけですね。陳情書にも説明が足りていないんだという指摘があるんですけど、これらのことから考えるとやはり今の段階でこれを決めるべきではないということですね、私は申し上げたいというふうに思いますのでぜひ、委員間の討議を深めていただければと思います。

○委員（山口仁美君）

今回1回目という言い方が適切かどうか分かりませんが、値上げをしなければならないという事情について非常によく理解できるものかなとは思いましたがけれども、先ほど審査の中でも少し申し上げたんですけど、この水道ビジョンの試算の中に簡易水道とか、また本市の懸案事項であるものが含まれていない状況で組んでいるものということは、まださらにコストがかかって

いく可能性も十分考えられるのかなというふうに思うところです。ですので次回の改定が12年に予定をされているんですけども、やはり影響も大きいのでしっかりタイミングを図りながら進めていくべきものではないかなというふうに思っています。後お送りすればするほど急激な対応が必要になるのかなというふうに思いますので、全体的に産業建設常任委員会としても引き続き状況をしっかり確認していく必要があるかなというふうに思います。

○委員（鈴木てるみ君）

執行部の説明を聴いてやはりコストがやっぱりかなり莫大なお金が必要であるという説明を受けて、値上げはやむを得ないのかなというふうな思いもしたんですが、でも一方的に上げるだけでは市民は納得しないので、自分たちもこれだけ努力してますよということをやっぱり示すことも重要かなと思って質問してみたんですけども、結構いろんな方法で努力はされているということが確認できたのかなというふうに思いました。なので先ほど宮内委員もおっしゃったように住民説明会の予定がないってようなことは、いかななものかみたいなことをおっしゃってたんですけども、やはりそこは住民の皆さんの理解を得るためにはですねそういったことも努力していく必要があるのではないかなというのを感じたところです。

○委員長（藤田直仁君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですのでこれで委員間討議を終結し討論に入ります。討論ありませんか。

○委員（宮内 博君）

私は今回提案をされております。霧島市給水条例に反対の立場から討論をさせていただきたいと思っております。今市民生活は物価高騰が続く中で大変厳しい状況にあります。以前よりも生活が苦しくなったと多くの市民の皆さんが答えております。このような状況の中で国は物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した水道料金への補助を行うことを可能として、市民生活への影響を緩和する政策を進めております。これを受けて水道料金の基本料金を減免する取組が県内でも始良市や曾於市などに広がっております。このような中で霧島市は水道料金引上げ計画を進め2026年度24.6%、2030年度28.4%と5年間で約60%もの引上げ計画を進めてきました。今回提案されている給水条例の一部改定はその計画を受けて提出をされたものであります。提出された給水条例改定は当初計画から若干引上げ幅を抑制して23.21%としております。霧島市の水道事業は2022年度県内19市の給水原価に対する供給単価を見ると、霧島市の1㎡当たりの利益は20.9円。西之表市21.5円について2番目に利益を得ていることが分かります。これが2023年度には36.94円。2024年度25.35円の利益率の高い事業として行われているのが霧島市の水道事業であります。その結果、2022年度の水道事業統計では、純利益は県内19市中鹿児島市に次いで第2の5億6,608万円の報告があります。2024年度も5億5,790万円の純利益を上げて、現金預金は38億534万円の報告があります。この計画を進める上で行われた市民からは、霧島市の内部留保資金が枯渇するのは、2028年度

で、今年値上げしないといけない理由はない。市民の合意形成が図られていない。との声も寄せられている中にあります。老朽管の取り替えや、耐震化を否定するものではありませんけれども、これらの財源を最大限活用して、物価高騰が続くこの時期に、日々の生活に欠くことのできない水道料金、この引上げは中止をすべきだと。いうことを申し上げて、私の討論といたします。

○委員長（藤田直仁君）

ただいま、原案に反対者の発言を頂きましたが、次に、原案に賛成の方いらっしゃいますでしょうか。

○委員（鈴木てるみ君）

私は、議案第3号について賛成の立場で討論いたします。先ほど執行部の説明によりますと水道施設の耐震化、及び老朽化への対応等により、水道料金の見直しが必要となるという説明を受けましたが、この内容を、水道事業運営委員会というものを開いて検討していただいたと。委員会での内容が水道料金の見直しは、避けられないものであるという結論が出されたという説明を受けました。そしてまた独立採算の企業会計であるものの、一般会計からも多額の入れをしているという説明を聴き、やはりこの水道料金の見直し、水道施設の老朽化対策耐震化に対応するためにもですね、この持続可能な事業経営を維持していくためには、これは必要な条例改正ではないかなというふうに感じました。

○委員長（藤田直仁君）

ほかに討論はありませんか

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第3号について原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。起立者6名であります。起立多数と認めます。したがって議案第3号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

#### △ 陳情第11号 「重点支援地方交付金」を活用した水道料金値上げ計画の中止と料金減免に関する陳情について

○委員長（藤田直仁君）

次に陳情第11号「重点支援地方交付金」を活用した水道料金値上げ計画の中止と料金減免に関する陳情について委員間討議に入ります。意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで委員間討議を終わります。それでは討論に入ります前にまずこの陳情に対する採決を行うかそれとも継続審査とするかについてお諮りします。ご意見はありませんか。

○委員（山口仁美君）

採決でよろしいかと思えます。

○委員長（藤田直仁君）

ほかにはご意見ありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ご異議なしと認めます。それでは本陳情に対して討論に入ります。討論はありませんか。

○委員（宮内 博君）

本陳情書は、重点支援地方交付金を活用した水道料金値上げ計画の中止と料金減免に関する陳情書ということで提出をされております。国の方針として積極的な連動を国が水道料金の減免を推奨し事業としている中で、市民生活の安定を第一に考える霧島市として、この財源を積極的に活用して 2026 年度の水道料金の値上げ計画を中止するだけではなくて物価高騰期間中の水道料金の減免を実施をすべきだというのが本陳情の中心的な思いだろうというふうに理解をするところであります。先ほど水道料金の改定について、当委員会では賛成多数でこれを可決をいたしましたけれども、ただ市民の思いは今申し上げたようなですね、文章の中にまさに盛り込まれているのではないかというふうに思います。市民生活は大変厳しくて、私ども市議団は昨年市民アンケートを実施をいたしましたけれども、それに回答された約 90%の方が以前よりも暮らしが厳しくなったとこのように回答を寄せております。また水道料金の値上げ計画には 52%の市民が反対と答えている中にあります。陳情書が求めております市民生活に寄り添うことが、市への信頼回復につながる取組だということでありますので、やはりこういうですね市民の思いはしっかり酌み取って、そして本委員会としても最大限の努力をすべきだということを申し上げて賛成討論といたします。

○委員長（藤田直仁君）

今原案に賛成の発言を頂きました。原案に反対者の意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、討論を終わります。採決します。陳情第 11 号について賛成の方の起立を求めます。起立者 1 名。起立少数と認めます。したがって陳情第 11 号については不採択すべきものと決定しました。

#### △ 議案第 7 号 霧島市手数料条例の一部改正について

○委員長（藤田直仁君）

次に議案第 7 号霧島市手数料条例の一部改正について委員間討議に入ります。意見ありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですのでこれで委員間討議を終結し討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第 7 号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって議案第7号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

#### △ 議案第19号 市道道路の認定について

○委員長（藤田直仁君）

次に議案第19号市道道路の認定について委員間討議に入ります。御意見ありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですのでこれで委員間討議を終結し討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第19号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって議案第19号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

#### △ 議案第20号 議決事項の一部変更について（委託協定）

○委員長（藤田直仁君）

次に議案第20号議決事項の一部変更について（委託協定）委員間討議に入ります。御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですのでこれで委員間討議を終結し討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第20号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって議案第20号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

#### △ 議案第21号 和解することについて

○委員長（藤田直仁君）

次に議案第 21 号和解することについて委員間討議に入ります。御意見はありませんか。

○委員（宮内 博）

この案件については、市有林が民間企業によって伐採をされたことに対する和解金を支払うというものであります。それで委員会では現地調査を行って議論もさせていただいたところでありましてけれども、伐採がされたのが令和 2 年度ということでありました。全国的に様々な盗伐であったり伐採であったりということが続く中で、これに対する法律的な規制が加えられたのが令和 4 年度だという報告がなされたところです。規制が行われる以前の伐採であったことからですね、市有地を伐採しているにもかかわらず、それが数年を経てから問題になるという案件であったかと思えます。霧島市内には多くの霧島市が所有する山林が所在をしています。毎日のようにですね、伐採をされたこの原木が大型トレーラーによって運び出されている状況を私自身も見ている中にあるわけでありましてけれども、こういうような事案がですね、本当にこれから先起こらないとも限らないと思えますので、委員会の中でも求めましたけれどもしっかり市有林の現状を確認をするという取組が求められているのではないかと思います。森林組合にそのことをお願いしているということでもありますけれども、市当局も一体となつてですね、取り組むべき課題だと思えますので、今後、対応をしていきたいということではありましたけれども、やはり市が所有する山林についてですね、しっかり現段階で検証できる体制というのをつくっていただきたいということをこれは要請をしておきたいと思えます

○委員長（藤田直仁君）

ほかにありませんか。

ないようですのでこれで委員間討議を終結し討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第 21 号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって議案第 21 号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、委員長報告に付け加える点はありませんか。

○委員（山口仁美君）

議案第 3 号について付帯の意見をつけていただきたいと思うんですけれども。先ほど出ておりました市民に対する丁寧かつ双方向の意見が、説明が受けられる機会が必要ではないかということがありましたので、これを検討していただきたいということとそれから、やはり令和 12 年度の改定というお話も少し出ておまして、この 12 月、失礼しました。令和 12 年度改定に向けて経営努力をされるということであったんですけれども、この進捗については随時、議会に報告をしていただきたいということ。あともう 1 点、簡易水道施設の改修費等がまだ含まれていないという部分もありますので、こういったまだ不透明な部分については中長期収支の見通しというのをできるだけ早い

段階でお示しいただきたいというこの3点について付帯をしていただきたいと思います。

○委員長（藤田直仁君）

ほかにはありませんか。それでは、ただいまの御意見を織り込むこととし、報告については委員長に御一任頂けますか。

〔「一任」と言う声あり〕

それではそのようにさせていただきます。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午後 4時28分」

---

「再 開 午後 4時45分」

○委員長（藤田直仁君）

それでは休憩前に引き続き会議を開きます。次に、閉会中の所管事務調査についてですが、何か御意見はありませんか。

○委員（宮内 博君）

一般質問で申し上げましたけれども、今回、昨年の災害を受けてですね、大規模メガソーラーからのあふれ出した水が市道木之房上野線の災害につながっていると。これはもう4回目の災害ということがありますので、その原因についてですねきちんと検証していく必要があるというふうに思いますのでそれをぜひ調査の中に入れていただきたいと思います。

○委員長（藤田直仁君）

ほかにはございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それでは、雨水管理総合計画と災害対策の検証を行うということで産業建設委員会の所管事務調査を行いたいと思います。以上のことで提出したいと思いますがよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う声あり〕

それではそのようにいたします。次に、その他として何かありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで本日の日程は全て終了しました。以上で産業建設常任委員会を閉会いたします。

「閉 会 午後 4時50分」

以上、本委員会の概要と相違ないと認め、ここに署名する。

霧島市議会産業建設常任委員長 藤田 直仁